

(別紙2)

県の競争入札参加資格者が備えなければならない営業所の要件

(資格者が備えるべき営業所の要件)

第11条 告示12(2)オに規定する福井県が発注する建設工事の請負契約の受注者が備えるべき営業所の要件として知事が定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 容易に移動することができないよう基礎に固定されていること。
  - (2) 屋外の公衆が見やすい場所および営業所の出入口付近に商号または屋号を記載した視認性の高い看板(建設業法施行規則に定める建設業者が営業所に掲げる標識程度の大きさとする。)を掲げていること。
  - (3) 建設業法第40条に規定する標識を公衆の見やすい場所に適法に掲示していること。
  - (4) 当該入札参加資格者が公益事業者(電気・ガス・水道等公共サービス提供者)と供給契約を締結して電気、ガス、水道等の供給を受けていること、または同等とみなされる環境にあること。
  - (5) 接客、契約、執務等の営業を行うための十分なスペースがあること。
  - (6) 接客、契約、執務等の営業を行うために必要な机、椅子等の備品を備えていること。
  - (7) 不適切な転送を行っていない営業所専用の固定電話(IP電話を除く。)を備えていること。
  - (8) 入札契約手続きに使用するパソコンを備え、かつ、県の電子入札サービスシステムに接続できること。
  - (9) 建設業法第40条の3に規定する帳簿および書類を保存するための書類棚等を他の入札参加資格者と共用していないこと。
  - (10) 前号の帳簿および下請契約に係る請負代金の支払いを適正に行っていることがわかる書類を適切に保存していること。
  - (11) 契約用の印鑑を適切に保管していること。
  - (12) 電子入札用ICカードを適切に保管していること。
  - (13) 経營業務管理責任者および専任技術者の常勤性が確認できること。
- 2 次に掲げる場合には、前項に規定する営業所の要件を満たしていることが確認できなかったものとみなし、入札参加資格を停止する。
- (1) 代表者、経營業務管理責任者、営業所専任技術者その他建設業の営業に関して責任を有する者が不在のため、2回以上連続して営業所実態調査を実施できなかった場合に発出する勧告書に対し、所定の期限までに報告がないとき。
  - (2) 前号に規定する者が所在しているにもかかわらず、営業所実態調査を拒否したとき。